

消防機関の救急救命士の状況

令和7年3月14日
消防庁



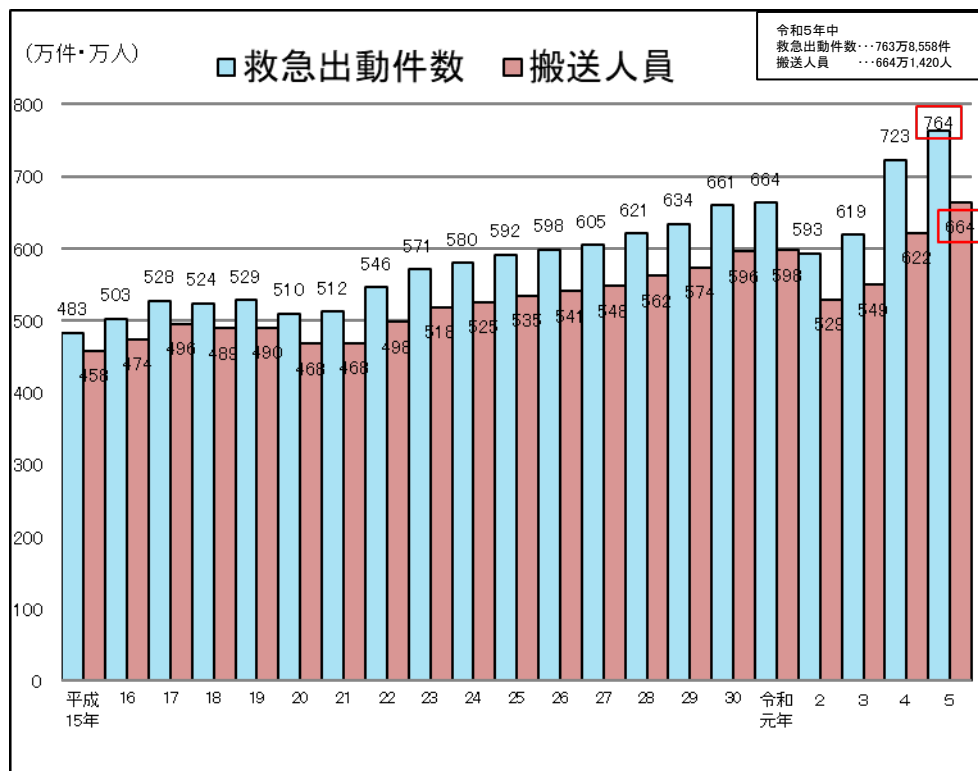
救急出動件数等の状況

○ 令和5年中の救急自動車による全国の救急出動件数と搬送人員は集計を開始した昭和38年以降、最多となった。

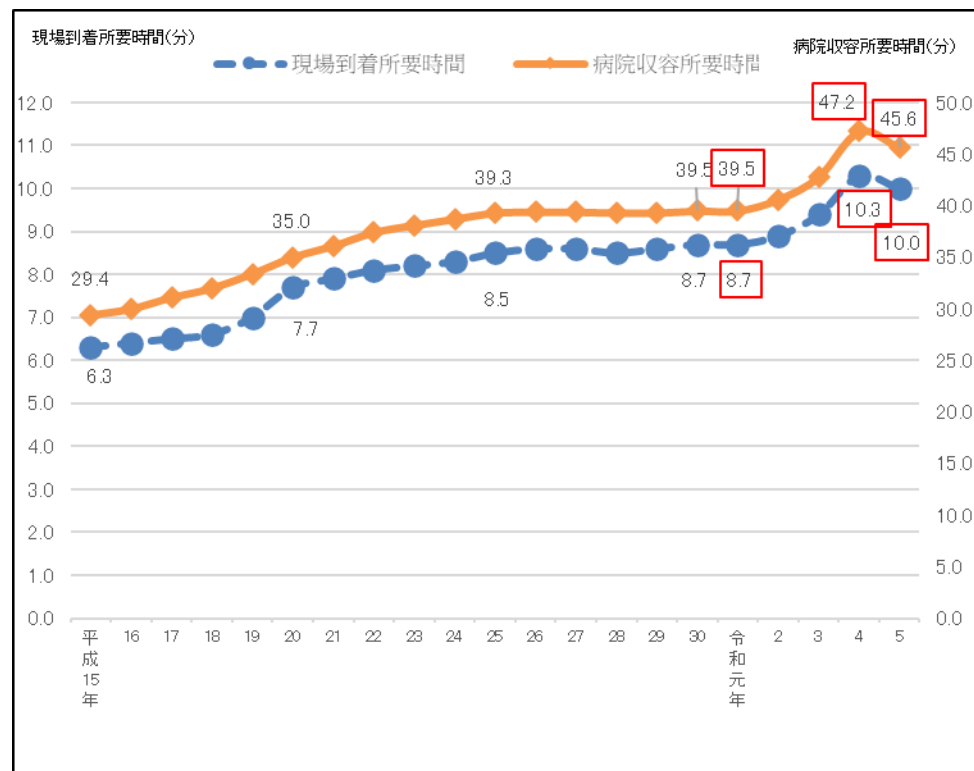
【救急出動件数】約764万件(対前年比+5.7%) 【救急搬送人員】約664万人(対前年比+6.8%)

○ 現場到着所要時間(119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間)の平均は約10.0分(前年約10.3分)となっており、新型コロナウイルス感染症禍(以下、「新型コロナ禍」という。)前の令和元年と比べ、約1.3分延伸している。また、病院収容所要時間(119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間)の平均は約45.6分(前年約47.2分)となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約1.6分延伸している。

(1) 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移



(2) 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



救急救命処置の範囲について

(「救急救命処置の範囲等について」平成4年指第17号 改正:平成26年1月31日 医政指発0131第1号)

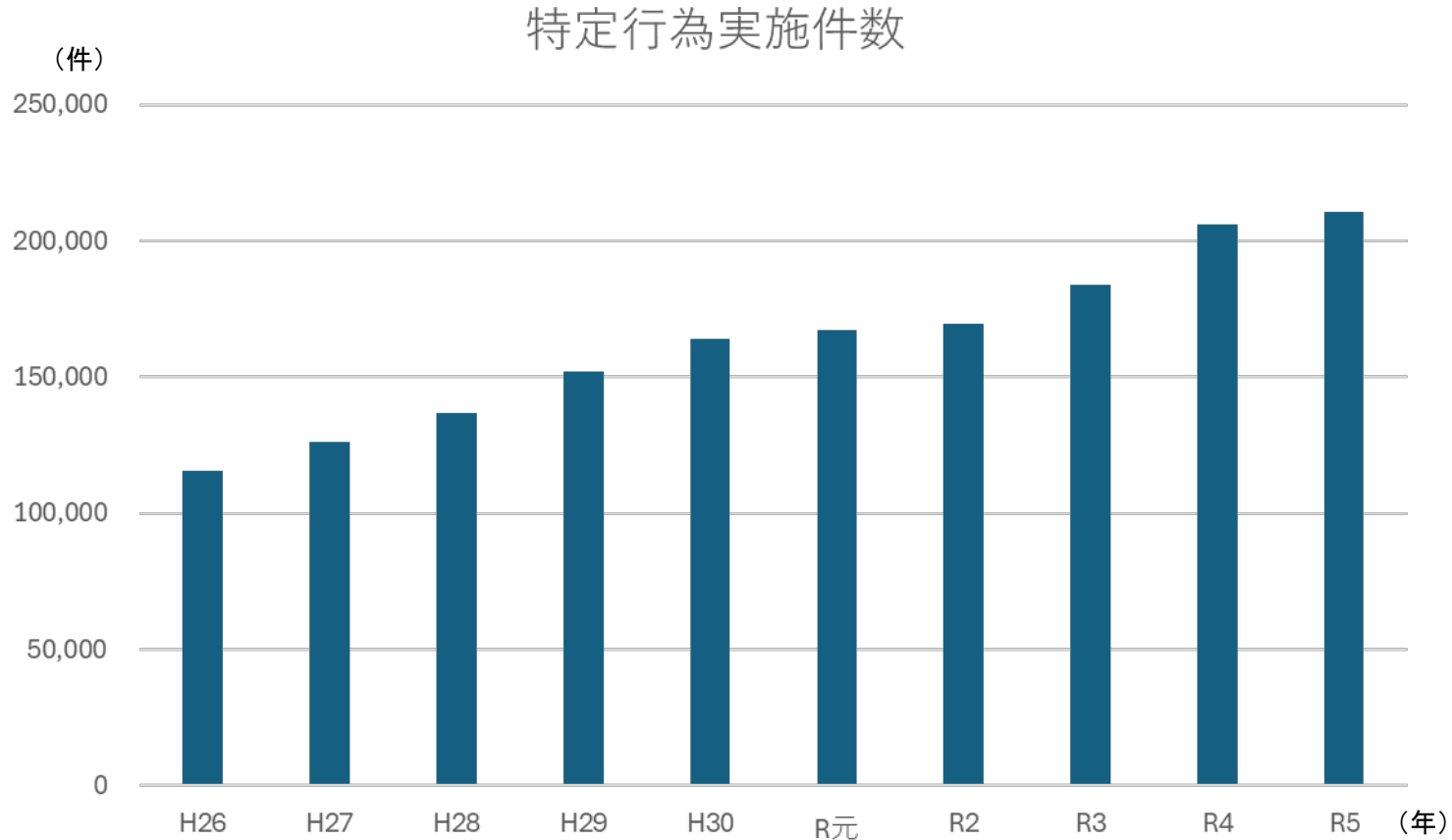
救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置の具体的範囲は以下の通り。

医師の包括的な指示	医師の具体的な指示 (特定行為)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科領域の処置 ・ 小児科領域の処置 ・ 産婦人科領域の処置 ・ 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリン投与 ・ 血糖測定器を用いた血糖測定 ・ 気管内チューブを通じた気管吸引 ・ 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取 ・ 血圧計の使用による血圧の測定 ・ 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送 ・ 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去 ・ 経鼻エアウェイによる気道確保 ・ パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定 ・ ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定 ・ 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫 ・ 心マッサージの施行 ・ 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持 ・ 口腔内の吸引 ・ 経口エアウェイによる気道確保 ・ バッグマスクによる人工呼吸 ・ 酸素吸入器による酸素投与 ・ 自動体外式除細動器による除細動(※) ・ 用手法による気道確保 ・ 胸骨圧迫 ・ 呼吸吹き込み法による人工呼吸 ・ 庄迫止血 ・ 骨折の固定 ・ ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去 ・ 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察 ・ 必要な体位の維持、安静の維持、保温 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液(※) ・ 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブ(※)による気道確保 ・ エピネフリンを用いた薬剤の投与(※) ・ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液 ・ 低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

(※)は心肺停止状態の患者に対してのみ行うもの

消防機関の救急救命士による特定行為の実施状況

○ 消防機関の救急救命士による特定行為(※)の実施件数は、令和5年は約21万件であった。



(救急・救助の現況より集計)

(※)特定行為:救急救命士が医師の具体的指示を受けて行うことができる処置

消防機関の救急救命士の特定行為に関する認定等

○ 救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育（平成4消防救66、平成6消防救42）

【目的】

救急隊員が救急救命士として救急業務を開始するに当たり、救急救命処置が救急活動現場において傷病者に対し迅速、的確に実践されるよう能力の更なる向上を図るもの。

【概要】

- ①消防機関で行う教育訓練（症例研究、救急車乗務実習等訓練、資器材習熟訓練）：1日8時間以上7日間以上
- ②医療機関で行う病院実習（指示医師との情報連絡訓練、資器材習熟訓練、搬送時研修等）：160時間以上

【病院実習の細目のうち特定行為関係のもの】

気管内挿管の介助、食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保と輸液、ブドウ糖溶液の使用

○ 特定行為の実施のための講習及び実習（平成16医政発0323001、平成16医政指発0323049、平成16消防救58・医政指発0323071、平成17医政発031001、平成17医政指発0310002、平成17消防救70・医政指発0310003、平成26医政発0131-1、平成26医政指発0131-2、平成26消防救13・医政指発0131-3）

【目的】

特定行為については、必要な講習・実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士に限定的に認めるべきという検討会
※報告書を踏まえ、特定行為実施のための講習及び実習要領並びに修了認定等を定める。（なお、当該特定行為に係る内容を含んだカリキュラムを修了したうえで救急救命士試験に合格した者については不要）

（※）救急救命士の業務のあり方等に関する検討会

【概要】

- ・規定の時間以上の講習及び実習を行うこと。
- ・適正な筆記試験及び実技試験を行い、その試験に合格した者について、講習実施施設長が講習修了証明書を発行。
- ・実習を修了した者は実習受入施設の長が実習修了証明書を発行。

【対象の特定行為】

気管内チューブによる気道確保、心肺機能停止状態の患者へのエピネフリン投与、心肺機能停止前の重度傷病者に対する乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

都道府県メディカルコントロール協議会は、救急救命士の資格を有し、上記の講習及び実習の修了が証明された者に対して、上記特定行為の実施に係る認定証を交付。上記特定行為の実施に当たっては、当該認定を受ける必要がある。

資格別救急隊員数(救急救命士)

(令和6年4月1日現在)

- 救急救命士有資格者数※.....33,350人
 - 気管挿管認定 16,605人
 - 薬剤(アドレナリン)投与認定..... 30,558人
 - CPA前静脈路確保認定..... 29,886人
 - ブドウ糖投与認定..... 29,798人

(※)ここでいう「救急救命士有資格者数」とは、救急隊員である救急救命士の数をいう。

(出典: 令和6年版救急・救助の現況)

救急救命処置の検討に関する近年の動き

- **救急救命処置検討委員会** (厚生労働省委託事業、平成27年～令和2年)
救急救命処置の追加、除外に関する提案・要望の窓口および、提案・要望のあった処置の評価等のために、厚生労働省の委託で設置。



- **救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会** (厚生労働省医政局、令和4年10月設置)
今後の超高齢化・人口急減を見据え、今後とも質の高い救急医療を確保するため、救急現場における医療関係職種の業務の在り方を検討する。
- **救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループ** (厚生労働省医政局、令和5年8月設置)
救急救命士法改正により、病院前での実施を前提としてきた救急救命処置の病院内での運用における課題が見えてきたことや、救急医療の質の向上に向けて、救急救命処置の範囲の拡大についての要望があることから、医師の指示の下に救急救命士が実施する救急救命処置に関する事項について検討を行う。

- これらの検討の場に消防庁もオブザーバーとして参加し、必要に応じ、議論が消防機関のニーズ等も踏まえたものとなるよう内容を確認している。
- 救急救命処置の拡大の検討のための実証に際して、厚生労働省や厚生労働科学研究班に対し、適切かつ円滑に実証が実施できるよう協力している。